

「危険ドラッグの販売等の防止に関する協定」について

埼玉県、埼玉県警察及び当協会埼玉県本部は、平成27年3月18日に「危険ドラッグの販売等の防止に関する協定」を締結しました。

これは、危険ドラッグの濫用者が犯罪を犯したり、重大な交通事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず深刻な社会問題となっていることに鑑み、相互に緊密な連携と協力をするることにより危険ドラッグの撲滅を図ることを目的としております。

また、埼玉県では、平成27年4月1日より「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」が制定され、法律で規制されていない薬物についても「知事指定薬物」として規制を強化し、条例第5条には「不動産業を営む者等の責務」が規定されています。

会員の皆さまにおかれましては、本協定の目的にご理解いただき、次ページからの2点にご協力をお願い申し上げます。

【埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年4月1日施行)(抜粋)】
(不動産業を営む者等の責務)

第五条 不動産業を営む者又は不動産業を営む者を主たる構成員とする団体は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めるとともに、薬物の濫用に係る不動産の利用の防止に資する取組を行うよう努めなければならない

埼玉県本部ホームページをご覧ください

 <http://saitama.zennichi.or.jp/general/download>



公益社団法人 全日本不動産協会 埼玉県本部
公益社団法人 不動産保証協会 埼玉県本部

1. 危険ドラッグ排除に向けた「賃貸借契約書」、「重要事項説明書」への記載

○契約書の（特約事項）に記載する事項

本物件を暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点のために使用することはできません。

また、法令上の規制薬物（覚醒剤、大麻、コカイン等）を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品（いわゆる危険ドラッグ）の製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列又は使用を目的とした場所の提供のために使用することはできません。

○契約条項の特約条項、重要事項説明書の備考欄等に記載する事項

本物件内（共用部分を含む）で、賃借人が以下の行為をした場合または第三者に同様の行為をさせた場合、貸主は、なんらの催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

1. 法令上の規制薬物（覚醒剤、大麻、コカイン等）を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品（いわゆる危険ドラッグ）を製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的で貯蔵・陳列すること
2. 法令上の規制薬物（覚醒剤、大麻、コカイン等）を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品（いわゆる危険ドラッグ）の使用を目的として本物件を提供すること

埼玉県本部ホームページよりダウンロード出来ます

<http://saitama.zennichi.or.jp/general/download>

全日本不動産協会ダウンロード書式

「居住用建物賃貸借契約書」

【2ページ】特約事項の記載例

本物件を暴力団等反社会的勢力の事務所・その他活動拠点のために使用することはできません。
また、法令上の規制薬物(覚醒剤、大麻、コカイン等)を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品(いわゆる危険ドラッグ)の製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列又は使用を目的とした場所の提供のために使用することはできません。

【7ページ】特約事項の記載例

特約事項
本物件内(共用部分を含む)で、賃借人が以下の行為をした場合または第三者に同様の行為をさせた場合、貸主は、なんらの催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

- 1 法令上の規制薬物(覚醒剤、大麻、コカイン等)を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品(いわゆる危険ドラッグ)を製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的で貯蔵・陳列すること
- 2 法令上の規制薬物(覚醒剤、大麻、コカイン等)を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品(いわゆる危険ドラッグ)の使用を目的として本物件を提供すること

全日本不動産協会ダウンロード書式

「重要事項説明書(建物の貸借)」

【6ページ】の記載例

21. 添付書類

1. 誓約書(建物・マンション賃貸借契約用)	6.
2.	7.
3.	8.
4.	9.
5.	10.

備考

本物件内(共用部分を含む)で、賃借人が以下の行為をした場合または第三者に同様の行為をさせた場合、貸主は、なんらの催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

1. 法令上の規制薬物(覚醒剤、大麻、コカイン等)を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品(いわゆる危険ドラッグ)を製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的で貯蔵・陳列すること
2. 法令上の規制薬物(覚醒剤、大麻、コカイン等)を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品(いわゆる危険ドラッグ)の使用を目的として本物件を提供すること

全日本不動産協会(総本部ホームページからダウンロード)の書式は、全国一律となっている為、お手数ですが、上記のデータ(Word・PDF)を埼玉県本部のホームページからダウンロードの上、コピーし、特約事項欄等に貼り付けてください。

2. 危険ドラッグ排除に向けた「誓約書」の添付

誓約書（建物・マンション賃貸借契約用）

私（当社）は、貸主.....との間で、下記所在の物件（以下、本物件といいます。）について賃貸借契約することを予定していますが、私（借主が法人である場合は、法人及びその役員）若しくは入居者又は、連帯保証人が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを表明します。

私（当社）は、本物件を暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。）として使用しないこと及び第三者をして使用させないことを誓約します。

また、私（当社）は、本物件内（共用部分を含む）で、法令上の規制薬物（覚醒剤、大麻、コカイン等）を含む物品又はこれらに化学構造を似せて作られこれらと同様の薬理作用を有する物品（いわゆる危険ドラッグ）の製造、栽培、輸入、販売、授与、販売若しくは授与の目的での貯蔵・陳列又は使用を目的とした場所の提供のために使用しないこと及び第三者をして同様の行為をさせないことを誓約します。

以上について、違反した場合には、貸主が賃貸借契約の解除その他一切の措置をとることについて異議ありません。

（物件の表示）

平成 年 月 日

借主 住所

氏名.....印
（法人名・代表者氏名）

※ 確認欄

上記借主予定者が上記の通り表明し、また、誓約していることを確認しました。

平成 年 月 日

貸主 住所

氏名.....印

媒介業者
免許証番号 国土交通大臣
知事（ ）第 号

所在地
商号

代表者氏名.....印

全日本不動産協会 埼玉県本部のホームページからダウンロード（Word・PDF）の上、ご利用ください

<http://saitama.zennichi.or.jp/general/download>